

JHF フライヤー会員規程

制定 1999年 8月20日 理事会

改定 2006年11月18日 理事会

改定 2011年 2月17日 理事会

改定 2013年 5月21日 理事会

改正 2023年 6月13日 理事会

(目的)

第1条 この規程は、ハンググライダーおよびパラグライダーにより飛行を行う者を、公益社団法人日本ハング・パラグライディング連盟（以下、「JHF」という。）フライヤー会員として登録し、その飛行に伴う責任の自覚と正しい知識・技術の向上により、安全性の確立をはかり、もってわが国ハンググライディングスポーツの健全な発展を期することを目的とする。

(根拠)

第2条 JHF定款、JHF会員会費規約に基づきJHFフライヤー会員の権利、義務、資格その他を定める。

(定義)

第3条 JHFフライヤー会員とは、JHF定款第3条・第4条に定められたこの法人の目的・事業に賛同する個人をいい、JHFフライヤー会員の国籍はこれを問わない。

(入会手続きおよび管理)

第4条 JHFフライヤー会員の入会は、JHF入会及び退会規程に従う。

- (1) 飛行責任の宣誓（「JHF フライヤー宣言（別表1）」）を行うこと。
（会費の納入をもって「JHF フライヤー宣言」を宣誓したものとする。）
- (2) 別表3に定める方法で会費の納入を行うこと。
（第三者賠償責任保険への同時加入費用を含む）
- (3) 入会した場合、JHF フライヤー会員として登録され会員証を本人に交付する。
- (4) JHF フライヤー会員証は、表記された期間に限り有効とする。
- (5) 有効期間は1年とする。ただし、申請により継続して登録することができる。
- (6) JHF フライヤー会員登録は、入会の日を登録日とし、その有効期間はその日から1年間を有効とする。
- (7) JHF フライヤー会員登録を行った者の情報は「JHFおよび都道府県連盟のプライバシーポリシー規約」に基づき、JHFおよびJHFフライヤー会員住所地の都道府県連盟が管理する。

(会員登録番号)

第5条 JHF フライヤー会員には登録番号が付与される。JHF フライヤー会員登録番号は、国際民間航空機構（ICAO）で規定する日本国籍記号「JA」、JHF フライヤー会員住所地の都道府県を識別する2桁の数字（別表2）、ハンググライダーのFAI 級別記号「0（アルファベット）」および登録の順に割り当てる6桁の数字からなり、またこの順に配列する。

（会費）

第6条 1年会費とする。会費の額はJHF会員会費規約に定める。

（義務）

第7条 JHF フライヤー会員は次の義務を負う。

- （1） JHF 定款、規約、規程および規則の遵守。
- （2） フライト時には会員証を常に携帯し、求められた場合に提示すること。
- （3） JHFフライヤー宣言に基づき、自他ともに安全に留意すること。

（権利）

第8条 JHF フライヤー会員は次の権利を有する。

- （1） JHF 役員への立候補。
- （2） 都道府県連盟への参加。
- （3） JHF 委員会への参加。
- （4） 各種技能証・証明書等の申請。
- （5） 国際技能証明（IPPIカード）の申請
- （6） FAIスポーティングライセンスの申請
- （7） 世界選手権、日本選手権、JHF公認各種競技会への参加。
- （8） その他理事会で認めたもの。

（特典）

第9条 JHF フライヤー会員は次の特典を受けられる。

- （1） 会員証の交付
- （2） JHF機関紙の購読
- （3） 情報提供、各種出版物の頒布
- （4） 各種催事への参加
- （5） 第三者賠償責任保険への加入

(第三者賠償)

第10条 JHFフライヤー会員は、登録日をもってJHF が契約する第三者賠償責任保険に同時加入したものとする。

2 JHFフライヤー会員が、その有効期間中に、国内においてハンググライダー、パラグライダー及びモーターパラグライダーを取り扱い、または飛行することにより第三者の身体、または財物に損害を与えた場合、その損害に対する法律上の賠償責任に対し保険金が支払われる。

3 第三者賠償責任保険の期間はフライヤー会員の登録期間と同一とし、保険金の限度額、および免責額は、登録時の契約内容となる。

4 第三者賠償責任保険についての、保険金の支払い請求、その他の手続きについては、JHF が契約する賠償責任保険の保険者の定めるところによる。

(雑則)

第11条 JHFフライヤー会員は、氏名、住所、電話番号等に変更があったときは、速やかにそれらの事項をJHF会長に届け出なければならない。

2 JHF フライヤー会員証の再交付を希望する者は、その理由を付し、JHF 会長に再交付を申請することができる。

3 納入された会費および各種申請料は返却しない。

(改廃)

第12条 本規程を改廃する場合は、理事会の議決を得なければならない。

附則

この規程はJHFの公益社団法人設立登記のあった日（2011年4月1日）から施行する。

この規程は2013年5月21日理事会で改定され即日施行する。

この規程は2023年6月13日総会にてJHF会員会費規約承認後に2024年1月1日より施行する。

別表1

JHFフライヤー宣言

1. 自分の意思と責任でフライトします。
2. 自己の健康管理を行い、健全なフライトをします。
3. 社会のルールを守り、第三者に迷惑をかけません。
4. 自然を大切にします。

別表2 都道府県番号

番号	県名	番号	県名	番号	県名	番号	県名
1 1	北海道	4 5	新潟県	6 0	和歌山県	8 7	香川県
2 2	青森県	4 6	山梨県	6 5	滋賀県	8 8	愛媛県
2 3	岩手県	4 7	長野県	6 6	京都府	8 9	高知県
2 4	宮城県	4 8	茨城県	6 7	大阪府	9 0	福岡県
2 5	秋田県	4 9	栃木県	6 8	兵庫県	9 1	佐賀県
2 6	山形県	5 1	岐阜県	6 9	奈良県	9 2	長崎県
2 7	福島県	5 2	静岡県	7 1	鳥取県	9 3	熊本県
3 1	埼玉県	5 3	愛知県	7 2	島根県	9 4	大分県
3 2	千葉県	5 4	三重県	7 3	岡山県	9 5	宮崎県
3 3	東京都	5 6	富山県	7 4	広島県	9 6	鹿児島県
3 4	神奈川県	5 7	石川県	7 5	山口県	9 7	沖縄県
4 0	群馬県	5 8	福井県	8 6	徳島県		

別表3 フライヤー会員会費納付方法

振込手数料が必要な場合は納入者負担

- (1) 銀行振込・振替（ゆうちょ銀行を含む）
- (2) 決済代行会社による各種支払手段